

SU LETTER

移転価格のリスク

～保険は必要なのか？～

こんにちは。季節はずれの暑さが続き、梅雨へと突入するこの時期、体調を崩されたりしていないでしょうか。

そろそろ紫陽花の見ごろとなります。有名な鎌倉のお寺は激混みなので気合と体力が必要ですが、何気なく通りに咲いている紫陽花を眺めるのも風情があつていいものです。

さて今週は移転価格に関する事前確認制度がテーマのSUレターです。

国際取引をしていると、移転価格の問題とは無縁ではいられなくなります。

二国間による税金の取り合いという、仁義なき戦いです。運悪くその渦に巻き込まれる前に、何か予防する方法はないものなのでしょうか？

予防するにはどうしたらいいか？

コスト意識の高いグローバル企業は各国の税率の違いに着目し、より低い税率の国に所得を集めて節税しようとします。

関連者間であるがゆえに、取引価格の設定に自由度があるため、その気になればかなり大胆な節税も可能となります。

しかしながらそういった行為は当然当局から許してもらえず、移転価格税制が発足する運びとなりました。

移転価格税制のやっかいなところは、何をもって適正価格であるかを示すことが容易でない点にあります。

企業側に節税の意図はなくてもその設定価格にイチャモンをつけられ、あれよあれよという間に多額の追徴課税を受けることもあるのです。

会社としては真面目な納税者でありたいと思っているのに、ある日突然理不尽な課税を受ける不安を抱えながら海外取引をするのもストレスですね。

それがイヤだ！と感じる企業は**事前確認制度 (Advance Pricing Agreement - “APA” (某ホテルチェーンと同じ発音ではありません。通称”エーピーエー” といいます))**を利用することを検討すべきかもしれません。

事前確認制度とは

企業が今後数年間行う国外関連取引の価格設定について、税務当局から事前に確認を取る制度となります。

この APA を取得した場合、合意された移転価格算定方法に基づく納税を行う限り移転価格課税が行われることはありません。

いわば、税務当局から移転価格にお墨付きをもらうわけです。

この制度には

- ① 一国内のユニラテラル APA
- ② 二国間のバイラテラル APA
- ③ 複数国間のマルチラテラル APA

があります。

ユニラテラル APA は自国内だけでの確認であるため、外国の税務当局から課税を受けるリスクを回避することができません

したがってほとんどがバイラテラル APA (時にマルチラテラル APA) となります。

導入は？

事前に予防できる制度があるなら、ぜひともすぐに取り入れたいのですが、決して簡単なプロセスではないのがネックとなります。

二国、または複数国の税務当局の相互協議を経るため、成立までにかかり時間を要します。

また、必要な文書作成や当局との対応には相当の専門知識と経験が必要なため、外部のアドバイザーの手を借りずに行うことはほぼ不可能となり、それなりのコストもかかります。

悩ましいところですが、通常の税務調査より遥かに会社側の負担がとて大きい移転価格調査を回避できるのであれば・・・費用対効果を考え、保険として導入することも一考の価値ありなのです。



SUパートナーズ税理士法人



代表 阿部 幸宣

横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052

港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室

TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

SUレターの配信ご希望の方はこちら↓↓

info@supt.jp

までご連絡ください。

※SUレターのメルマガ購読は無料です。